

## 債務の履行に関する方針

フォビジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第3項に基づいて、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客様の暗号資産（以下「分別管理暗号資産」といいます。）で当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針を以下のとおり定めます。

### 1. 債務履行の方法

分別管理暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい等に起因して、当社がお客様に対して負担する分別管理暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合、当社は、債務の全部を履行するにあたり不足する暗号資産と同種・同量の暗号資産を当社で調達、又は当社が保有する暗号資産により充当し、お客様に返還する方法により債務を履行することを原則とします。ただし、同種・同量の暗号資産の調達の困難さ、漏えい等の発生後の値動き、その他関連する事情を踏まえ、不足する暗号資産の調達等が困難であると当社が判断した場合には、当該債務の全部又は一部を暗号資産による返還に代えて、金銭による弁済その他の方法で債務を履行いたします。

### 2. 債務履行の時期

漏えい等の個別具体的な事情や状況等に応じ、当社において可能な限り速やかに、本方針1項に基づき債務履行の方法を決定し、お客様に告知のうえ債務を履行します。

### 3. 債務の履行の方法が金銭による場合の弁済額の算定の基準日及び方法

本方針1項の但し書きに基づき、債務の全部又は一部を暗号資産による返還に代えて、金銭により弁済する場合は、債務の履行が困難となった状況等を勘案し、当社が合理的かつ客観的に適切と判断した方法で、算定の基準日及び方法を決定します。その算定の基準日及び方法につきましては、速やかにお客様に告知いたします。

## 附則

2020年10月15日制定

2021年8月15日改定